

一般社団法人 武蔵野青色申告会 定款変更案

社団法人 武蔵野青色申告会

一般社団法人 定款案	現行定款 (H7. 10. 16～)
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 この法人は、一般社団法人武蔵野青色申告会（以下「本会」という。）と称する。</p> <p>(事務所) 第2条 本会は、主たる事務所を東京都武蔵野市に置く。 2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>(目的) 第3条 本会は、健全な納税者の団体として、全青色申告者に誠実な記帳と租税の適正な申告の普及徹底を図るとともに、租税に関する調査研究を行い、もって、納税道義の高揚及び公平な税制と円滑な税務行政の確立に寄与し、併せて、事業経営の健全な発展と地域社会の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 この法人は、社団法人武蔵野青色申告会（以下「本会」という。）と称する。</p> <p>(事務所) 第2条 本会の事務所は、東京都武蔵野市に置く。</p> <p>(目的) 第3条 本会は、健全な納税者団体として、全青色申告者に誠実な記帳と適正な申告の普及徹底を図るとともに、租税に関する調査研究を行い、もって、納税道義の高揚及び公平な税制と円滑な税務行政の確立に寄与し、併せて、小規模企業の合理化と事業経営の健全な発展を図ることを目的とする。</p>

一般社団法人 定款案

現行定款

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 租税に関する調査研究並びに建議
- (2) 租税関係の法令、通達等の周知徹底を図るための講習会、説明会等の開催
- (3) 経理、経営に関する講習会、説明会等の開催及び記帳指導の実施
- (4) 租税教育など税務知識の普及と納税意識の高揚に資する事業
- (5) 会員相互の親睦及び福利厚生
- (6) 機関誌の発行及び上記各号の事業を行うに必要な各種資料の刊行配布
- (7) 友誼団体との連携及び協調
- (8) 事業経営の合理化を推進する事業
- (9) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し、入会した個人
 - (2) 準会員 本会の目的に賛同し、入会した正会員以外の個人、法人及びその他の団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 租税に関する調査研究並びに建議
- 二 租税関係の法令、通達等の周知徹底を図るための講習会、説明会等の開催
- 三 経理、経営に関する講習会、説明会等の開催及び記帳指導の実施
- 四 振替納税制度の普及と指導
- 五 機関誌の発行及び上記各号の事業を行うに必要な各種資料の刊行配布
- 六 友誼団体との連携及び協調
- 七 その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の資格)

第5条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- 一 正会員 武蔵野税務署の管轄区域内に納税地を有する個人の青色申告者で、本会の目的に賛同して入会したもの

一般社団法人 定款案

現行定款

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより、申込をし、任意に入会することができる。

(経費の負担)

第7条 会員は、社員総会（以下「総会」という。）の決議を経て別に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときには、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

二 準会員 武蔵野税務署の管轄区域内に住所または事務所を有する正会員以外の個人、法人及びその他の団体で、本会の事業を賛助するために入会したもの

(資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとするものは、所定の申込手続きにより、任意に入会することができる。

(会員の権利義務)

第7条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び総会の決議に従う義務を負う。

(会費)

第11条 会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより、会費を納入するものとする。

2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

(退会)

第9条 本会を退会しようとするものは、所定の退会手続きにより任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、総会において、正会員の3分の2以上の決議により、その会員を除名することができる。

一 会員としての義務の履行を怠ったとき

一般社団法人 定款案

現行定款

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払い義務を12箇月以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(4) 退会したとき

(5) 除名されたとき

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

二 本会の名誉を毀損し、又は、本会の目的に反する行為があったとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に総会で弁明の機会を与えなければならない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を失う。

一 退会したとき

二 後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けたとき

三 死亡又は解散したとき

四 除名されたとき

(総会)

第25条 総会を分けて、通常総会及び臨時総会とし、いずれも正会員の全員をもって組織する。

(総会の付議事項)

第29条 総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

一 事業報告及び事業計画

二 収入支出予算及び決算

一般社団法人 定款案

現行定款

- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算表）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。定時総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、臨時総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、会長は、総会の日から1週間前までに、正会員に対して必要事項を記載した書面をもって、通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、正会員より選任する。

- 三 理事会において総会に付議すべきことを決議した事項
- 四 その他本会の運営に関する重要な事項

(総会の開催及び招集)

第26条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は正会員総数の5分の1以上若しくは監事が会議の目的たる事項を示して請求したときに開催する。

3 総会は、開催の日から少なくとも7日前に、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書を発して招集する。

ただし、会長がやむを得ないと認めたときは、適宜の方法をもってこれに代えることができる。

(会議の議長)

第36条 総会の議長は出席正会員の中から選出し、理事会の議長は、会長をもってこれに充てる。

(資産の構成)

第37条 本会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- 一 設立当初寄附された別紙財産目録記載の財産
- 二 会費
- 三 事業に伴う収入
- 四 資産から生じる果実
- 五 寄附金品
- 六 その他の収入

(資産の管理)

第38条 本会の資産は、理事会の決議を経て、別に定める方法により会長がこれを管理する。

(管理の区分)

第39条 本会の資産は、基本財産及び運用財産の2種類に区分する。

- 2 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に組み入れられる資産とする。
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第40条 基本財産は、これを処分し又は担保に供してはならない。

- 2 事業の執行上やむを得ない事由があるときは、前項の規定にかかわらず、総会において、正会員総数の3分の2以上の決議を経、かつ、東京国税局長の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができ

一般社団法人 定款案

現行定款

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他、法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多

る。

(経費)

第41条 本会の経費は、運用財産をもってこれに充てる。

(正会員の表決権)

第27条 正会員は、各1個の表決権を有する。

(総会の議事)

第28条 総会は、全正会員の過半数が出席しなければ成立しない。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席正会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

一般社団法人 定款案

現行定款

い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使等)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の総会に出席した正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、会長・議長及び出席した正会員の中から、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名、又は記名押印する。

(正会員の表決権)

第27条 2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面を以て表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合、委任した正会員は出席したものとみなす。

第6章 会 議

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

- 一 総会の開催日時及び場所
- 二 正会員の現在数
- 三 総会に出席した正会員の数
- 四 決議事項
- 五 議事の経過及び要領並びに発言要旨
- 六 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名捺印する。

一般社団法人 定款案

現行定款

第5章 役員

第3章 役員

(役員を設置)

(役員の種類)

第20条 本会に、次の役員を置く。

第12条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 25名以上35名以内

一 理事 25名以上35名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

うち会長 1名 副会長 3名以内

2 理事のうち1名を会長とする。また、会長をもって法人法上の代表理事とする。

なお、必要と認められる場合は、専務理事1名を置くことができる。

3 会長以外の理事のうち4名以内については、業務執行理事とすることができる。

二 監事 2名若しくは3名

(役員を選任)

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

第13条 理事及び監事は、総会において正会員のうちからこれを選任する。

2 会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

ただし、会長の推薦により、正会員以外のもの（法人、その他の団体である場合は、その代表者又はその役員）から、総会において選任することができる。

3 理事会は第2項で選任された業務執行理事の中から、副会長及び専務理事を選任することができる。ただし、副会長は3名以内、専務理事は1名以内とする。

2 会長、副会長は理事の互選により、これを選任する。ただし、専務理事は会長の推薦により、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

(理事の職務及び権限)

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

(役員職務)

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務

第14条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

一般社団法人 定款案

現行定款

を執行する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の日常業務を執行し、会務を統括する。
- 5 業務執行理事は、理事会の決議により別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 6 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時ま

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。
- 3 理事は、総会の決議に従い本会の運営を協議、執行する。
- 4 専務理事は、本会の日常会務を処理し、事務局を監督する。
- 5 監事は、民法第59条に定める職務を行う。

(役員任期)

第15条 役員任期は、就任後2回目の通常総会が終了した時に終わるものとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 増員又は補欠のため選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれ現任者又は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

一般社団法人 定款案

現行定款

でとする。

- 4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事の権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 理事及び監事は、総会の決議において解任することができる。

(報酬等)

第 26 条 理事は、無報酬とする。ただし、専務理事及び監事には、報酬等を支給することができる。

2 専務理事及び監事においては総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

3 役員には、費用を弁償することができる。

(相談役)

(役員解任)

第 16 条 本会は役員たるにふさわしくない行為があった場合、その他第 10 条 (除名) 第 1 項各号の一に類する事実があったときは、総会において、正会員の 3 分 2 以上の決議により、その役員を解任することができる。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合には、その役員に総会で弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第 17 条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、専務理事には報酬を支払うことができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議を経て会長が別に定める。

第 4 章 顧問、相談役、委員会等

(顧問及び相談役)

第 18 条 本会に、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

一般社団法人 定款案

現行定款

第27条 本会に、任意の機関として、若干名の相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 相談役の報酬は、無償とする。

第6章 理事会

(構成)

第28条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招

2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。任期は2年とする。

3 顧問及び相談役は、本会の業務運営上の重要な事項について会長の諮問に応ずる。

(理事会)

第31条 理事会は、理事の全員をもって組織する。

2 監事、顧問及び相談役は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(理事会の付議事項)

第35条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- 一 総会に提出すべき議案
- 二 総会において理事会に委任された事項
- 三 その他会務の運営に関して会長が必要と認めた事項

(理事会の開催及び招集)

第32条 理事会は、会長が必要と認めたとき及び理事の3分の2の請

一般社団法人 定款案

現行定款

集する。

(理事会の議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が議長の任に当たることができないときは、会長は他の理事の中から議長を選任する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、理事会に出席した会長及び監事並びにその会議において選任された議事録署名人1名以上が署名、又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

求があったときこれ

を開催する。

2 理事会の招集については、第26条(総会の開催及び招集)

第3項の規定を準用する。この場合、この規定中「総会」とあるのは「理事会」と読み替えるものとする。

(書面表決等)

第34条 理事会に出席出来ない理事には、第27条第2項の規定を準用する。

この場合、この規定中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

(理事会の議事)

第33条 理事会は、全理事の過半数が出席しなければ成立しない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 理事会の議事録は第30条第1項に則り、議事録署名は出席理事の代表2名が署名捺印する。

(事業年度)

第47条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に

(剰余金の処分)

第35条 本会は剰余金の分配を行わない。

(事業計画及び収支予算)

第36条 本会の事業計画書、収支予算書については、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度の終了までの間備え置くものとする。

終わる。

(剰余金の処分)

第46条 収支決算の結果、年度末において剰余金が生じたときは、総会の承認を経て、その全部若しくは一部を基本財産に組み入れ、又は翌事業年度に繰り越し、若しくは運用財産の安定平準化を目的とする財政維持準備金として積立るものとする。

第7章 資産及び会計

(事業計画及び収支予算)

第42条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に会長が作成し、総会の決議を経て、これを東京国税局長に提出しなければならない。

2 事業年度の途中において、事業計画及び収支予算を変更しようとするときは、前項の規定を準用する。

(暫定予算)

第43条 やむを得ない理由により事業開始前までに予算が成立しなかったときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

一般社団法人 定款案

現行定款

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類及び監査報告を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

3 やむを得ない理由により事業年度開始前までに予算が成立しなかったときは、その理由及び予算成立見込時期を、遅滞なく、東京国税局長へ報告するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第44条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に会長が作成し、あらかじめ監事の監査を経、かつ、総会の決議を経て、これを東京国税局長に提出しなければならない。

(長期借入金)

第45条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって返済するものを除き、総会において、正会員総数の3分の2以上の決議を経、かつ、東京国税局長の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において、正会員総数の4分の3以上の決議を経、かつ、東京国税局長の認可を受けなければならない。

(解散)

一般社団法人 定款案

現行定款

第39条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会、支部、部会

(委員会)

第41条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(支部)

第42条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、支部を設置することができる。

第49条 本会の解散しようとするときは、総会において、正会員総数の4分の3以上の決議を経、かつ、東京国税局長の認可を得なければならない。

(残余財産の処分)

第50条 本会が解散した場合の残余財産は、総会において、正会員総数の4分の3以上の決議を経、かつ、東京国税局長の認可を得て、本会と類似の目的をもつ他の団体に寄附するものとする。

(委員会)

第19条 第4条(事業)に定める本会の業務を分担するため、委員会を設けることができる。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、理事会の推薦により、会員(会員が法人、その他の団体である場合は、その代表者又はその役員)のうちから会長がこれを委嘱する。任期は2年とする。

(支部)

第20条 本会は、第4条(事業)に定める事業の円滑な運営を図るため、必要な地域に支部を置く。

一般社団法人 定款案

現行定款

2 支部の支部長は、支部の推薦を参考に、会員（会員が法人、その他の団体である場合は、その代表者又はその役員）のうちから、理事会が選任する。

3 支部の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(部会)

第43条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、部会を設置することができる。

2 部会の部会長は、部会の推薦を参考に、会員（会員が法人、その他の団体である場合は、その代表者又はその役員）のうちから、理事会が選任する。

3 部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第44条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

2 支部長は、支部の推薦により、会員（会員が法人、その他の団体である場合は、その代表者又はその役員）のうちから会長がこれを委嘱する。任期は2年とする。

(部会)

第21条 本会は、第4条（事業）に定める事業の円滑な運営を図るため、必要に応じて理事会の承認を得て、部会を置くことができる。

2 部会長は、部会の推薦により、会員（会員が法人、その他の団体である場合は、その代表者又はその役員）のうちから会長がこれを委嘱する。任期は2年とする。

第5章 事務局

(事務局)

第22条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局には、事務局長及び必要な数の事務局員を置き、理事会の承認を経て会長がこれを任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(帳簿及び書類等の備付け)

第23条 主たる事務所には、常に次の各号に掲げる帳簿及び書類を備えて置かなければならない。

- 一 定款
- 二 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- 三 理事、監事、顧問、相談役及び職員の名簿及び履歴書
- 四 許認可等及び登記に関する書類
- 五 会議の議事録
- 六 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- 七 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- 八 その他必要な帳簿及び書類等

(会議)

第24条 会議は、総会及び理事会とし、会長がこれを招集する。

第9章 雑則

(細則)

第51条 この定款の施行に必要な細則は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

一般社団法人 定款案

現行定款

(情報公開)

第45条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第46条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 公告

(公告の方法)

第47条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の会長は野村尚武とする。

附 則

1 この定款は、東京国税局長の設立許可があった日（平成7年10月16日）から施行する。

2 従来、武蔵野青色申告会に属した会員及び同会の権利義務の一切は、本会が承継する。

3 本会の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず

一般社団法人 定款案

現行定款

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 34 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- ず、設立後、最初の通常総会の日までとする。
- 4 本会の設立初年度の事業年度は、第 4 7 条（事業年度）の規定にかかわらず東京国税局長の設立許可があった日から平成 8 年 3 月 3 1 日までとする。
- 5 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 4 2 条の規定にかかわらず、設立総会において定めるところによる。
- 6 本会の設立当初の役員は、第 1 3 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず次に掲げる者とする。
- 7 この定款の一部変更・追加(第 8 条、第 4 3 条)は、東京国税局長の認可があった日(平成 1 6 年 1 0 月 1 日)から施行する。